

受信機等の保守

告知放送受信機および告知放送のみに使用している引込線の保守費用は、原則として町が負担します。

ただし、受信機に内蔵している停電補償用乾電池の交換(年1回程度)費用、受信者の責任で発生した修繕費用、移転、休止、再開、廃止に要する費用、2台目以降の受信機や3ページにある設置負担金一覧の設置対象区分④に該当する修繕費用等は、受信者の負担となります。

※修繕等における設置対象区分の判定は、当初設置時の区分ではなく、修繕等が必要となった時点での区分で行います。

移転、廃止等の申請について

以下の申請（追加工事以外）については、企画課、加茂川総合事務所、各支所・出張所にて、**申請書(押印不要)**に記入し、ご提出ください。

| | | |
|-------|--------------------------------|---|
| 移転 | 同一建物・敷地内の移転 | 移転工事費は、 全額受信者負担 となります。 |
| | 別敷地への移転 | 工事費は、工事内容によって異なります。 |
| 追加工事 | 外部スピーカー増設等 | 追加工事費は、 全額受信者負担 となります。 工事費は、工事内容によって異なります。 |
| 休止・再開 | 長期間、自宅を離れる場合等 ※吉備ケーブル未加入者のみ | 引込線を軒下巻き付けにします。再開する際は、再接続工事が必要になります。休止、再開とも、それぞれに工事費が発生し、 全額受信者負担 となります。 |
| 廃止 | 端末を撤去する場合 | 引込線等の撤去工事費が発生し、 全額受信者負担 となります。 ※ケーブルテレビまたはケーブルインターネット(KIBI-NET)に引き続き加入される方で、告知放送端末のみを撤去する際は、企画課へお問い合わせください。 |
| 変更 | 受信者名義の変更について | 町外の方が受信者になる場合は、 <u>修理時に有償</u> となります。 |

故障かなと思ったら

まずは、以下の点をお調べください。

| | |
|---------------------------|--|
| ①音量ボリュームが最小になっていませんか？ | 音量調整つまみを右に回し、適度な音量になるまで調整してください。再放送ボタンを押して、音が流れるかをご確認ください。 |
| ②ラインランプ（オレンジ色）は点滅していませんか？ | 本体上部左側にあるケーブルが外れている可能性があります。接続されているかをご確認ください。 |
| ③電源ランプ（緑色）は点灯していますか？ | 電源ランプが消灯している場合は、給電されていない可能性があります。電源コードが端末本体とコンセント（アダプタ）に接続されているかをご確認ください。 <ずっと電源ランプが点灯している場合> 正常に作動しています。 <電源ランプが点滅している場合> アダプタまたは乾電池のどちらか一方でしか給電ができていない状態です。乾電池を新しいものと交換してください。 ※乾電池は1年に1回程度が交換の目安ですが、利用状況によって頻度が変わる場合があります。 |

※上記の①～③を確認しても解決しない場合は、企画課へお問い合わせください。

お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、遠慮なく以下へお問い合わせください。

吉備中央町企画課（公聴広報班） ☎ 0866-54-1314

〒716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野 1-2

※ケーブルテレビ、ケーブルインターネット（KIBI-NET）への同時加入をご検討の場合は、(株)吉備ケーブルテレビ（☎0866-21-0123）へお問い合わせください。



音声告知放送は、町内のケーブルテレビの光伝送路を利用した町からの放送施設です。この施設では、**火災や災害情報の伝達をはじめ、災害対策基本法に基づく災害発生時の避難勧告や避難指示、人工衛星を利用した全国瞬時警報システムとの連携による緊急地震速報や武力攻撃事態等が発生したときの警報、**行政機関等からの各種事業のご案内、行事予定などのお知らせ、町議会の生中継を行っています。

また、付加機能として、小・中学校、公民館および自治会長などが電話機から区域内放送をすることも可能です。

町では、この施設が町民皆様の生命と財産を守るための重要な施設の一つとなることから、町内全世帯、従業員等が常駐する事業所、学校、福祉施設等への設置を推奨しています。

| | | | | |
|-------------------------|--------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|---|
| 火災 火災です!火災です! | 災害情報 大雨洪水警報が発令されました! | 避難勧告・指示 避難指定施設へ避難してください! | 緊急地震速報 大きな地震が発生しました! | 武力攻撃事態等 弾道ミサイルの攻撃範囲に指定されています! |
| | | | | |

| | | |
|---|--|--|
| 定時放送（朝・夜） 各種事業のお知らせ、行事予定、求人情報など | | 臨時放送 各種行事の変更のお知らせなど |
| 再放送 緊急放送、定時放送、臨時放送等の繰り返し放送 ※再放送ボタンを押すと聴けます。 | | 中継放送 吉備中央町議会生中継 ※中継放送ボタンを押すと聴けます。 |
| グループ放送 小中学校、公民館、住民会、自治会、班、行政区からのお知らせ ※各機関の電話機から告知放送センター装置に接続し、区域内への放送ができます。グループ放送は、区域内の各受信機へ録音されますので、グループ再生ボタンを押すことにより聴き直しができます。 | | FMラジオ放送 NHK-FM岡山と岡山FMが聴けます。（災害停電時情報収集用） ※FMボタンを押すと聴けます。 |
| 外形寸法：幅15.2cm×高さ22.0cm×奥行4.6cm | | 注）受信機は、スピーカーおよび停電補償用乾電池を内蔵しています。また、外部スピーカーが接続可能です。 |

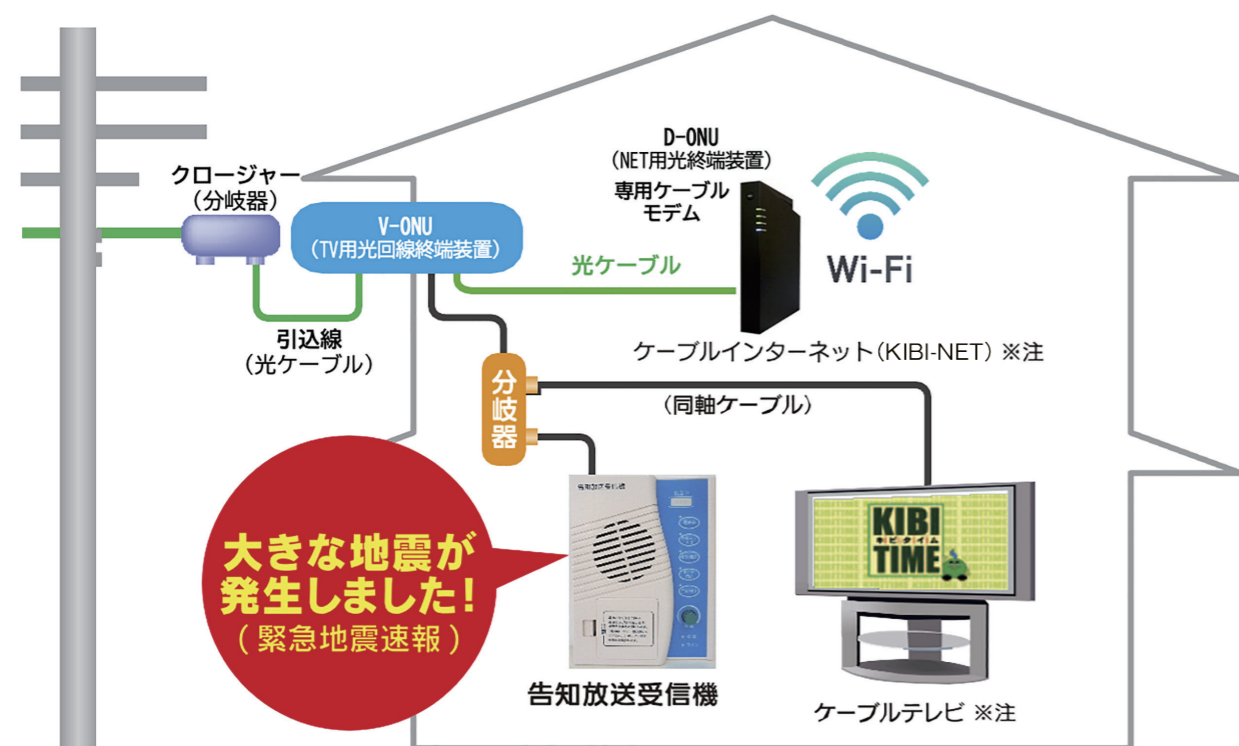
施設内容

1 施設内容

- (1) **センター施設** 吉備中央町賀陽庁舎内へ音声告知放送センター施設一式を設けています。
- (2) **伝送施設** 全町整備が完了したケーブルテレビ施設をそのまま利用して、各ご家庭等の最寄りの電柱まで告知放送の信号を伝送します。
- (3) **引込施設** 最寄りの電柱から各ご家庭等の軒下までの引込線になります。
- (4) **受信施設** 受信機設置申請に基づき、各世帯等へ専用受信機を貸与、設置します。
- (5) **放送内容** 次のような内容を放送しています。

| | |
|------------|-------------------------------------|
| ①主チャンネル | 緊急放送、定時放送（朝・夜）、臨時放送、グループ放送等 |
| ②再放送チャンネル | 緊急放送、定時放送、臨時放送等の繰り返し再放送（センターから常時送出） |
| ③中継専用チャンネル | 町議会中継等 |
| ④FMラジオ放送受信 | 災害停電時等の情報収集用〔2局固定（NHK-FM岡山とFM岡山）〕 |

家庭内の告知放送等利用イメージ



※注）ケーブルテレビ、ケーブルインターネット(KIBI-NET)をご利用いただくには、(株)吉備ケーブルテレビへの加入手続き、加入金、宅内配線工事費、月額利用料等が別途必要となります。

放送受信料

告知放送の**受信料は、無料です。**

設置費用

1 宅内への受信機設置負担金

一般世帯等（以下負担金一覧の設置対象区分①～③に該当する1台目）については、無料*です。

※標準工事範囲を超える宅内工事が必要な場合は、超える部分について申請者の全額負担となります。標準工事範囲は、延長20mまでの宅内配線工事と分岐器および受信機本体（スピーカー内蔵）の設置工事等です。電源コンセント増設工事、スピーカー外部増設工事、地中配管設置工事等は標準外工事となります。

2 最寄りの電柱から軒下までの引込工事負担金

ケーブルテレビまたはケーブルインターネット（KIBI-NET）に加入している場合は、必要ありません。加入していない場合は、**引込工事負担金22,000円***が必要となります（以下、設置負担金一覧の設置対象区分②に該当する場合を除く）。

※標準工事範囲を超える引込工事が必要な場合は、超える部分について申請者の全額負担となります。標準工事範囲は、延長80mまでの引込線敷設工事と保安器設置工事等です。地中配管設置工事等は標準外工事となります。

■ 設置負担金一覧

設置については、企画課、加茂川総合事務所、各支所・出張所にて、**申請書(押印不要)**に記入し、ご提出ください。

| 設置対象区分 | 受信機設置負担金（標準工事範囲分） | | 引込工事負担金（標準工事範囲分） ※2 |
|--|-------------------|------------------|------------------------|
| | 1世帯等につき 1台目 | 1世帯等につき 2台目※1 | |
| ① ● 町内へ住民票を有する世帯および外国人登録を行っている方の住居 ● 町内へ住民票を有しないが、町民税の納税義務者となっている方の住居 ● 町内へ事務所または事業所を有する法人の事務所等で、従業員等が常駐するもの ● 町民税の納税義務者となっている法人の寮等で、従業員等が常駐するもの ● 学校教育法に基づき、設置された学校 ● 社会福祉法に基づく社会福祉事業を行っている施設 | 無料 | 20,950円 | 22,000円 |
| ② ● 避難指定施設、町立こども園、小中学校、公民館、町が管理する公共施設、消防署、警察官駐在所等 | 無料 | 20,950円 | 無料 |
| ③ ● 地域自治組織の集会所等 | 無料 | 20,950円 | 22,000円 |
| ④ ● 上記①～③に該当しないもの | 20,950円 | 20,950円 | 22,000円 |

※1 2台目の告知放送端末について

2台目からは、受信機設置負担金20,950円が発生しますが、設置住所が同じでも、別世帯かつ別棟の場合は、受信機設置負担金は無料になります。ただし、配線工事費用等は別途発生します。

※2 引込線について

①ケーブルテレビまたはケーブルインターネット（KIBI-NET）に加入されている場合

現在お使いのケーブルテレビ、ケーブルインターネット（KIBI-NET）の引込線をそのまま利用します。

②ケーブルテレビにもケーブルインターネット（KIBI-NET）にも加入されていない場合

受信機設置申請に基づき、町が引込工事を実施します。将来、ケーブルテレビ、ケーブルインターネット（KIBI-NET）に加入される際は、この引込線がそのまま使用できますので、ケーブルテレビ事業者（株）吉備ケーブルテレビへの引込工事費の負担は不要となります。

※ 工事内容によっては、費用が発生する場合があります。